

ID: 150

担当部署: 建設課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例 第4条		
例規番号	平成2年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認) 第4条 コミュニティ広場を次の各号に掲げる行為で使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の承認を受けなければならない。 (1) 物品販売、募金その他これに類する行為で使用するとき。 (2) 興行その他これに類する行為で使用するとき。 (3) 集会、公演、展示会その他これらに類する催しで使用するとき。</p> <p>【基準】 根拠条文、第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、コミュニティ広場の使用を承認しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。 (2) 建物、付属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他コミュニティ広場の管理上支障があると認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例 第8条		
例規番号	平成2年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市コミュニティ広場設置条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第8条の規定による減免基準は、別表のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例 第9条ただし書		
例規番号	平成2年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第6条第4号の規定により、使用承認を取り消したとき。 (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市コミュニティ広場設置条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用できなくなったときは、全額還付する。 (2) 条例第6条第4号の規定により使用できなくなったときは、全額還付する。 (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、コミュニティ広場使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 建設課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例施行規則 第4条		
例規番号	平成2年規則第15号		
<p>【根拠条文】 (特別設備等の制限) 第4条 使用者は, コミュニティ広場の使用にあたって特別の設備を設け, 又は特殊物件等を搬入しようとするときは, 使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 建設課

処分の概要	許可書の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第4条		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (許可書の交付) 第4条 市長は第2条の申請書に基づき許可すべきものに対しては、様式第3号に定める許可書を交付する。</p> <p>2 前項の許可書の交付を受けた者が当該許可書を紛失又は盗難にかかりたる場合は、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (申請の手続) 第2条 法第32条の規定により、道路占用の許可を受けようとする者は、市長に様式第1号の申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 申請人が市内に住居を有しない場合は、占用に関する一切の義務を保証するために、市内に住居を有する身元確実なる者と連署の上出願しなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書には占用の目的に従い、それぞれ次の各号に掲げる図面及び調書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 一般図(占用箇所及びその附近の状況を知ることのできるもの)</p> <p>(2) 占用求積図(縮尺600分の1以上のもの)</p> <p>(3) 工作物を伴うときは、その構造図及び仕様書。ただし、必要ある場合は設計書を添付させることができる。</p> <p>(4) 電柱、街路灯建設のための占用については、様式第2号の電柱占用調書</p> <p>(5) 広告物の規模及び構造を表した図面</p> <p>(6) 道路占用の許可を受けた者以外の者が、占用物件に関し法第41条の規定による物件を添加しようとする場合は、その占用物件の所有者の承諾書</p> <p>(7) 地先土地権利者の承諾を必要とする場合は同意書</p> <p>(8) その他市長がその都度必要と認めて指示した調書又は仕様書、設計図</p> <p>4 前項の申請事項を変更しようとするときは、また同様とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 建設課

処分の概要	占用期間の更新		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第6条		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (継続占用) 第6条 占有者が許可期間満了後、引続き占有しようとする場合は、期間満了10日前までに更に第2条の手続をしなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 建設課

処分の概要	工事のための占用許可等		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第11条第1項及び第3項		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (工事のための占用特例) 第11条 工事のための占用者は、その工事に着手し、又はその工事が完了した時は、すみやかに市長にその旨届け出なければならない。</p> <p>2 占用者が指定の期間内にその工事に着手せず、又はその工事が完成しない時は、市長はその占用の許可を取消することができる。</p> <p>3 やむを得ない事由により、指定の期間内に工事に着手することができない時若しくは工事が完成する見込がない時は、その事由を附して市長に期限の延長を願出、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 建設課

処分の概要	占有物の目的外使用の許可等		
例規名 根拠条項	赤平市道路占有規則 第13条第2項		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (遵守事項) 第13条 第4条第1項の規定により許可書を交付された者は、当該許可書を他人に貸与し又は譲渡し若しくは担保に供することができない。</p> <p>2 占有者は、許可を受けなければ道路占有の期間中、その占有にかかわる工作物、物件又は施設を目的外に使用し、若しくは他人に占有させ、又はその占有地の原形を変更することができない。</p> <p>3 道路を占有する者は、広告物、標識の類及び空間占有物件の制限について、別記の事項を守らなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用料徴収条例 第6条		
例規番号	昭和31年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (還付) 第6条 法第71条第2項の規定により占用の許可を取消したときは,当該占用箇所の原状回復が完了された月の翌月から月割をもって占用料を還付する。ただし,次の各号の一に該当する場合は,既納の占用料は還付しない。</p> <p>(1) 法第71条第1項の規定による占用の許可を取消したとき。 (2) 占用者の都合により許可期間内に占用を止めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用料徴収条例 第8条		
例規番号	昭和31年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (占用料の減免) 第8条 市長は、次の各号の一に該当する占用については、占用者の申請により占用料を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第39条第2項但書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のための占用 (2) 街路灯施設のための占用 (3) 下水道又は下水道を兼ねる側溝へ通ずる各戸の下水溝(営業用汚水溝を除く。)施設のための占用 (4) その他市長が、特別の事由があると認めた占用 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (許可を要する行為) 第8条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 普通河川の流水を占有すること。 (2) 河川敷地を占有すること。 (3) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4) 河川敷地において、土石その他の産出物を採取すること。 (5) 普通河川において、草木を栽植すること。 (6) 普通河川において、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。 (7) 普通河川において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。 (8) 前各号のほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為(他の法律等による許可等を受けた行為を除く。) <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 建設課

処分の概要	権利譲渡の承認		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第10条		
例規番号	平成12年条例第10号		
【根拠条文】 (権利譲渡の承認) 第10条 第8条第1号, 第2号又は第4号の許可に基づく権利は, あらかじめ, 普通河川管理者の承認を受けなければ譲渡することができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の減免		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第21条第2項及び第3項		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (占用料等) 第21条 市長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収することができる。ただし、第8条第2号に規定する行為の期間が1月以上の場合にあっては、別表により算定して得た額の土地占用料を徴収することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等は徴収しない。</p> <p>(1) 国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする流水の占用、土地の占用及び土石その他の河川の産出物の採取</p> <p>(2) かんがいのために行う流水の占用及びこれに伴う土地の占用</p> <p>3 前項に規定するもののほか、市長が特別の事由があると認めるときは、市長は、占用料等を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の返還承認		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第23条		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の返還) 第23条 第22条により徴収した占用料等は, 不可抗力により許可を受けた目的を達することができなくなったとき若しくは次の各号の一に該当する場合で許可を取消し又はその効力を停止し若しくはその条件を変更したときに限り, 市長は申請によって占用料等の一部又は全部を返還することができる。</p> <p>(1) 河川の状況の変化その他許可後に生じた事実により必要が生じたとき。 (2) 国及び地方公共団体で, 河川に関する工事を要するために必要が生じたとき。 (3) 許可を与えたもののほかに, 工事, 使用又は物件採取を許可するために必要が生じたとき。 (4) 公益のため必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市普通河川管理条例施行規則第12条の規定による。 (占用料等の返還) 第12条 条例第23条の規定により返還する占用料等の額は, 当該許可に係る目的を達成することができなかった程度に応じ, 既納の占用料等の月割額又は数量割額に相当する額とする。 2 占用料等の返還を受けようとする者は, 様式第8号による申請書を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	赤平市都市公園条例 第3条第1項(第15条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和57年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 行為の目的 (2) 行為の期間 (3) 行為の場所 (4) 行為の内容 (5) その他市長の指示する事項</p> <p>3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料及び占用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市都市公園条例 第11条(第15条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和57年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び占用料の減免) 第11条 市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第8条第2項(第50条及び第57条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第14号
<p>【根拠条文】 (入居の申込み等) 第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市公営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)のうちから入居者を決定するものとする。</p> <p>3 市長は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。</p> <p>4 市長は、借上げに係る市公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に当該市公営住宅の借上げ期間の満了時に当該市公営住宅を明渡さなければならない旨を通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条、第7条及び第9条の規定による。 (入居者資格) 第6条 市公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第1号及び第2号を除く。)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 25万9,000円</p> <p>イ 市公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) 市町村に係る地方税を滞納していない者であること。</p> <p>(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(入居者資格の特例) 第7条 公営住宅の借り上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第2号イに掲げる市公営住宅に入居することができる者は、同条各号(老人等にあっては同条第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居者の選考) 第9条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市公営住宅の戸数を超えるときは、当該入居</p>	

申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考し、入居者を決定するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項の規定により選考した者の数がなお入居させるべき市公営住宅の戸数を超えるときは、当該選考した者のうちから公開抽選により入居者を決定するものとする。
- 3 市長は、あらかじめ指定した高齢者等世帯向け住宅その他の規則で定める特定の目的のための市公営住宅については、第1項に規定する者のうちから当該特定の目的に応じた要件を具備する者を優先して選考し、当該市公営住宅の入居者として決定することができる。
- 4 第1項第6号に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第16条(第25条第2項、第27条第2項及び第53条第4項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第40条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第40条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市公営住宅を使用して同令第1条に規定する事業を行なうことが必要であると認めるときは、市公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市公営住宅を当該社会福祉法人等に使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定により社会福祉法人等に市公営住宅を使用させる場合における当該市公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 建設課

処分の概要	中堅所得者等の使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第47条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (中堅所得者等の使用) 第47条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市公営住宅を同号イ又はロに掲げる者(以下「中堅所得者等」という。)に使用させることが必要であると認めるときは、市公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市公営住宅を当該中堅所得者等に使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定により中堅所得者等に市公営住宅を使用させる場合における当該市公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第60条第2項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用の申込み) 第60条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)にその旨及び使用可能日を通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る駐車場の使用者を決定したときは、当該使用決定者に当該駐車場の借上げ期間の満了時に当該駐車場を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、別に定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事情がある場合で駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、他の者に優先して当該入居者又は同居者に使用させることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び第59条の規定による。 (使用者資格) 第59条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 第38条第1項第1号から第5号までのいずれかの場合にも該当しないこと。 (4) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第66条		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第66条 市長は,市営住宅等の用に供されている土地の一部について,その用途又は目的を妨げない場合に限り,その使用を許可することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第6条第2項		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (入居者の申込み及び決定) 第6条 前条の入居資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、別に市長が定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定する。ただし、入居の申込みを受理した戸数が、特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合は、第20条に定める入居者選考委員会の選考を経て、特定公共賃貸住宅の入居を決定する。ただし、住宅の困窮順位の定め難い者については、公開抽選その他公平な方法により入居者を決定することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (入居者の資格) 第5条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。 (1) 市内に住所を有する者若しくは有することとなる者。 (2) 赤平市特定公共賃貸住宅条規則(以下「規則」という。)で定める所得基準に該当する者。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者。 (4) 市税等を滞納していない者。 (5) 単身者であり、かつ規則で定める年齢要件を満たす者。 (6) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第11条		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する入居者に対しては、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居者が疾病等にかかり、収入が著しく低額となったとき。 (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) 前二号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則第9条の規定による。 (家賃の減免の基準) 第9条 条例第11条の規定による家賃の減免基準は、別表2のとおりとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第17条の4第2項		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (使用の申込み) 第17条の4 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)にその旨及び使用可能日を通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る駐車場の使用者を決定したときは、当該使用決定者に当該駐車場の借上げ期間の満了時に当該駐車場を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、別に定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者が身体障害者である場合その他特別な事情がある場合で駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、他の者に優先して当該入居者に使用させることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び第17条の3の規定による。 (使用者資格) 第17条の3 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 特定公共賃貸住宅の入居者であること。 (2) 入居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 第17条第1項第1号から第5号までのいずれかの場合にも該当しないこと。 (4) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の免除
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第17条の5第5項
例規番号	平成7年条例第21号
<p>【根拠条文】 (使用料) 第17条の5 市長は、駐車場の使用者から毎月近傍同種の駐車場の使用料以下で定める額の使用料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 駐車場の整備に要した費用(当該費用のうち国の補助に係る部分を除く。)を期間20年及び利率年6分で毎年元利均等に償却するものとして算出した額</p> <p>(2) 市長が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額</p> <p>(3) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第3条第3項に規定する台帳に記載された固定資産の価格(駐車場が借上げに係るものであるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格)に100分の4を乗じて得た価格</p> <p>3 第1項の駐車場の使用料は、1区画につき月額2,540円とする。</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 駐車場に改良を施したとき。</p> <p>5 市長は、駐車場の使用者に特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該駐車場の使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則第15条の5の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第15条の5 条例第17条の5第5項に規定する駐車場使用料の免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 北海道税条例(昭和29年北海道条例第44号)第63条第1項第4号又は赤平市税条例(昭和30年条例第19号)第90条第1項第1号の規定により課税が免除されている自動車等の駐車場として使用する場合</p> <p>(2) その他市長が特別の事情があると認める場合</p> <p>2 前項に規定する使用料の免除を受けようとする者は、赤平市特定公共賃貸住宅駐車場使用料免除申請書(様式第11号)により行うものとする。</p> <p>3 市長は、前項の申請書に必要と認める書類を添付して提出させることができる。</p> <p>4 市長は、第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し使用料の免除が適当であると認めるときはその旨を、適当でないとは認めるときはその理由を示し、赤平市特定公共賃貸住宅駐車場使用料免除・不承認通知書(様式第12号)により当該申請者に通知するものとする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	------------------	----------------	-------

ID: 284

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	赤平市建築確認等申請手数料徴収条例 第9条		
例規番号	平成12年条例第3号		
【根拠条文】 (手数料の免除) 第9条 市長は、災害その他特に必要があると認めた場合、手数料を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日